

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
情-I-064	サテライトオフィスにおける音声サービス電話の設定等	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年12月19日(金)（11:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年12月17日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

- (6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼
添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕様書			
件名	サテライトオフィスにおける音声サービス電話の設定等	仕様書番号	
		作成年月日	令和7年12月1日
		改正年月日	
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、サテライトオフィスにおける音声サービス電話の整備のために必要な通信機器の設置及び機器設定の各種作業役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、表1のとおりとする。

表1 用語の定義

番号	用語	定義
1	市ヶ谷LAN	市ヶ谷駐屯地内の大容量・高速の構内IPネットワークであり、同駐屯地内に設置される各種情報通信システムを収容する防衛省・自衛隊の統合的かつ有機的に構成されるものをいう。
2	D I I	防衛情報通信基盤 (Defense Information Infrastructure) の略称。 防衛省・自衛隊が共通に使用する音声通信網及びデータ網で、固定の通信回線（専ら音声通信に使用するものにあっては多重伝送路を使用するものに限る。）及び衛星可搬局により構成される通信回線並びに音声通信用機器及びデータ通信用機器で構成されるものをいう。
3	音声サービス電話	D I I－U Cサービスで提供される防衛省・自衛隊で使用する内線電話をいう。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を使用するものとする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書と相違する場合は、仕様書の定めるところによるものとする。

a) 法令等

- 1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）
- 3) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について

て（通達）（防装庁（事）第3号。平成31年1月9日）

- 4) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。平成31年1月9日）

2 本役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、サテライトオフィスにおいて音声サービス電話を設置・運用するに当たり、防衛省市ヶ谷地区及びサテライトオフィスにおける必要な通信機器の設置及び機器設定の役務を実施するものである。

2.2 役務実施場所

- a) 防衛省（市ヶ谷地区B棟）
- b) サテライトオフィス（住友不動産市ヶ谷曙橋ビル）

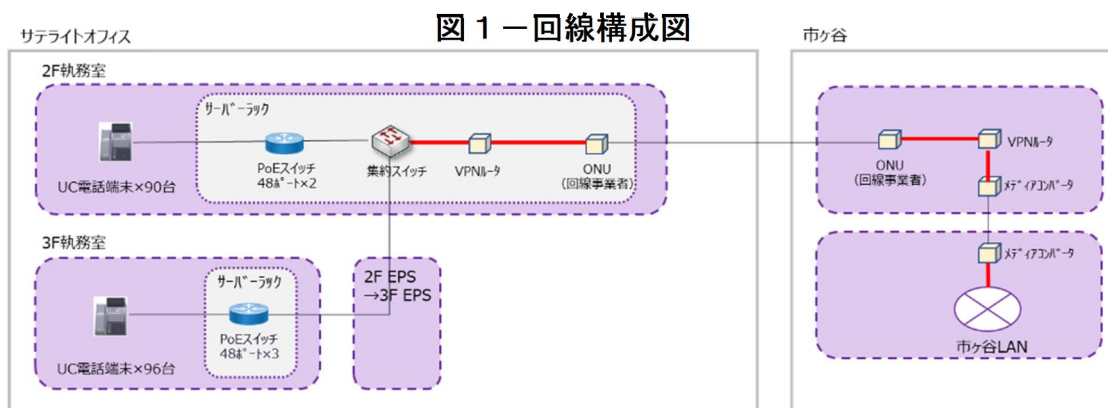
2.3 一般的事項

- a) 本役務の実施に先立ち、配線経路やサーバーラック設置位置、搬出・搬入経路の事前調査及び打合せを実施し、ケーブル敷設要領について官側の確認を得るものとする。
- b) 配線については、官側と調整し実施するものとする。
- c) 搬出入に先立ち、施設の床、壁等の養生を行うものとする。作業終了後、保護材及び施設の養生に使用した資材は取り外し、契約相手方がすべて回収する。
- d) 契約後速やかに役務実施計画書を作成し、官側の確認を得るものとする。
- e) サテライトオフィスへの入退館、荷物の搬出入、役務に係る届出等については、当該施設の管理細則及び官側の指示に基づき実施するものとする。

2.4 役務内容

2.4.1 接続作業

- a) 防衛省市ヶ谷地区とサテライトオフィス2階及び3階における音声サービス電話回線の構築に必要な表2に示す必要機器等を契約相手方において準備し、図1のとおり構成する。



b) 防衛省（市ヶ谷地区B棟）において、市ヶ谷LANの接続ポートから本役務で準備するVPNルータ及び別契約にて準備する光回線終端装置（ONU）のUTPケーブルによる配線・接続を実施する。

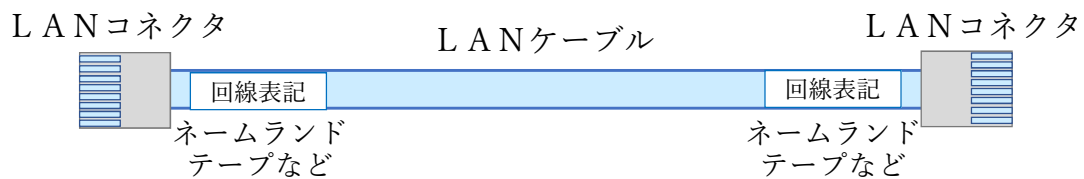
なお、市ヶ谷LANの接続ポートは別途官側が指定するものとするものとし、市ヶ谷LANの接続ポートからVPNルータ間はメディアコンバータにより伝送するものとする。

c) サテライトオフィスにおいて、2階サーバーラック内のONUからVPNルータ及び集約スイッチのUTPケーブルを配線・接続を実施する。

なお、集約スイッチ～PoEスイッチ～ハードフォン等端末までのUTPケーブル配線は、別契約にて配線・接続し、ハードフォンは発注者側で準備するものとする。

d) 敷設するUTPケーブルの両端は、判別が容易な箇所に官側の指定する様式で表記したタグを取り付け、ケーブルの接続端末の識別を可能とするとともに、配線したケーブルをみだりに露出させないように努めて美観に配慮すること。タグ（回線）の表記例は図2のとおりとし、使用するUTPケーブルの色は白を基準とする。

図2－タグ（回線）表記例



e) 表2のネットワーク機器の設計・設定を実施し、音声サービス回線を構築する。

f) 電源については、官側が準備する電源コンセントにて接続する。

2.4.2 サーバーラックへの設置

官側がサテライトオフィス2階及び3階に設置する19インチサーバーラック（24U）に、表2のネットワーク機器を適宜取り付けるものとする。

2.4.3 導通確認作業

2.4.1の作業後、導通確認を実施し、その結果を役務完了報告書に記載するものとする。

2.5 本役務に必要な機器等

a) 本役務に必要な機器等については、表2を基準とし、契約相手方が準備するものとする。

表2 一本業務に必要な機器等

番号	名称	数量	備考
1	P o E スイッチ	5 台	米シスコシステムズ社 C1300-48FP-4G (ラックマウントキットを含む。) 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
2	集約スイッチ	2 台	米シスコシステムズ社 Catalyst C1300-8T-E-2G 又は同等以上のもの ※予備品 1 台を含む
3	V P N ルータ	3 台	米シスコシステムズ社 Catalyst C1111-4P 又は同等以上のもの (AppX 及び Security ライセンスを含む。) ※予備品 1 台を含む
4	メディアコンバータ	3 台	大電社 DN5810SG2E 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。) ※予備品 1 台を含む
5	光パッチケーブル	2 本	市ヶ谷 B 棟地下 メディアコンバータ～光成端箱 (両端 S C コネクタ付 2 芯シングルモード)
6	U T P ケーブル	5 本	防衛省で 3 本 (市ヶ谷地区 B 棟) : O N U ～ V P N ルータ、V P N ルータ～メディアコンバータ、メディアコンバータ～市ヶ谷 L A N サテライトオフィスで 2 本 : V P N ルータ～O N U、V P N ルータ～集約スイッチ (両端コネクタ付 5 m)
7	A p p X ライセンス	3 式	S L - 1 1 0 0 - 4 P - A P P (=) V P N ルータに必要なライセンス ※予備品 1 台を含む
8	S e c u r i t y ライセンス	3 式	S L - 1 1 0 0 - 4 P - S E C (=) V P N ルータに必要なライセンス ※予備品 1 台を含む
9	集約スイッチ用 1 9 インチラック取り付けブラケット	1 式	R C K M N T - C M P C T - 1 K =
1 0	V P N ルータ用ラックマウントキット	2 式	A C S - 1 1 0 0 - R M - 1 9 (=)

b) 契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について (通知) (装プ武第 1 8 8 号。3 1 . 1 . 9) に基づき、サプライチェーン・リスク対応を実施すること。

c) 本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改訂があった場合には、これに従うものとする。

2.6 役務日

契約締結日から令和8年3月13日（金）までのうち、官側の指定する日（土日祝日を含む。）とし、細部作業日程については契約後、官側と調整を実施するものとする。

なお、調整次第では役務を複数回に分ける場合がある。

2.7 役務時間

本役務の作業時間は、08：30から17：15までの間を基準とする。ただし、官側との調整により延長し、夜間を含むことがある。

3 検査

本役務に関する検査は、本仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

4 提出書類

表3に示す文書を電子媒体で官に提出する。

なお、表3に示す文書は、特に指定される場合を除き、官の確認を得るものとする。また、当該文書の記載事項に齟齬が生じた場合は、速やかに該当箇所を修正し、官の承認を得ることとする。

電子媒体はMicrosoft Word、Excel 及びPowerPoint 等を原則とし、それ以外のファイル形式を使用した場合はPDF形式に変換することとする。

表3－提出書類

番号	品名	提出時期	数量	提出先	種類	書式
1	役務実施計画書	契約締結後	電子：1部	整備計画局 サイバー整備課	電子（Microsoft Word、Excel、 PowerPoint 又は PDF形式）	適宜
2	役務従事者名簿	速やかに				
3	設置図	終了後速や				
4	役務完了報告書	かに				

5 秘密保全等

5.1 秘密保全

契約相手方は、本回線の情報保全の徹底に努めるとともに、本契約の履行により直接又は、間接的に知り得た内容に関して、防衛省の許可なく部外への利用又は公表等を行ってはならない。

5.2 立入禁止区域への立入り

立入禁止区域へ立ち入る必要が生じた場合は、官側の示す要領に基づき許可を得なければならぬ。

6 その他

6.1 官側における支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たって必要な場合、官側が認める範囲内において、次に示す官側の無償支援を得ることができるものとする。

- a) 拠点などにおける搬入器材の保管
- b) 拠点などにおける電力、用水、スペース等の使用
- c) 拠点などにおける施設の利用
- d) 拠点などにおける構内回線の利用
- e) その他必要と認めた事項

6.2 発生材

本役務によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分を行うものとする。

6.3 その他

- a) 役務作業において使用する消耗品、搬入及び据付調整に使用する部品及び材料については、契約相手方の負担とする。
- b) 本役務を実施するに当たり、養生等必要な措置を講じるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合、官側に報告のうえ契約相手方の責任において速やかに修復するものとする。
- c) この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。